秋田市公告

秋田市西部市民サービスセンターの敷地内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和7年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数 秋田市新屋扇町13番34号 秋田市西部市民サービスセンター敷地内 10台
 - (2) 撤去し、保管した年月日令和7年1月15日
 - (3) 防犯登録番号等 別紙(省略)のとおり
- 2 返還を受けるために必要な事項
 - (1) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前8時30分から午後5時まで

- イ 場所 秋田市新屋扇町13番34号 秋田市西部市民サービスセンター総務担当
- (2) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 公告日の翌日から令和7年4月16日まで
- (3) 返還を受けるための手続き

自転車の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車の鍵等、当該自転車の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車で、返還を行う期間内に長期放置自転車等返還

申請書の提出がないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市新屋扇町13番34号

秋田市西部市民サービスセンター 総務担当 電話 018-888-8080